

国民生活審議会 消費者政策部会

第6回議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第6回消費者政策部会 議事次第

日 時：平成20年2月15日（金）16:00～18:37

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

1. 景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について
2. 国民生活センターの在り方について
3. その他

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

| | | |
|-----|---------|-----------------------|
| 部会長 | 松 本 恒 雄 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 委 員 | 大 村 敦 志 | 東京大学法学部教授 |
| | 岡 田 ヒロミ | 消費者生活専門相談員 |
| | 神 田 敏 子 | 全国消費者団体連絡会事務局長 |
| | 藏 本 一 也 | 社団法人消費者関連専門家会議理事長 |
| | 小 林 いずみ | メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長 |
| | 齋 藤 憲 道 | 松下電器産業株式会社法務本部理事 |
| | 齋 藤 ひろみ | 千葉県環境生活部県民生活課長 |
| | 佐 野 真理子 | 主婦連合会事務局長 |
| | 沢 田 登志子 | 有限責任中間法人E Cネットワーク理事 |
| | 品 川 尚 志 | 日本生活協同組合連合会専務理事 |
| | 中名生 隆 | 独立行政法人国民生活センター理事長 |
| | 西 村 隆 男 | 横浜国立大学教育人間科学部教授 |
| | 早 川 祥 子 | 日本ハム株式会社社外取締役 |
| | 藤 田 友 敬 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 三 木 浩 一 | 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 |
| | 水 卷 中 正 | 国際医療福祉大学大学院教授 |
| | 山 本 豊 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| | 吉 岡 和 弘 | 日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士 |

以上 19 名

第 21 次国民生活審議会第 6 回消費者政策部会 出席者

(敬称略、50 音順)

| | | |
|-----|---------|-----------------------|
| 部会長 | 松 本 恒 雄 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 委 員 | 岡 田 ヒロミ | 消費者生活専門相談員 |
| | 齋 藤 憲 道 | 松下電器産業株式会社法務本部理事 |
| | 佐 野 真理子 | 主婦連合会事務局長 |
| | 沢 田 登志子 | 有限責任中間法人 E C ネットワーク理事 |
| | 中名生 隆 | 独立行政法人国民生活センター理事長 |
| | 西 村 隆 男 | 横浜国立大学教育人間科学部教授 |
| | 早 川 祥 子 | 日本ハム株式会社社外取締役 |
| | 三 木 浩 一 | 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 |
| | 水 巻 中 正 | 国際医療福祉大学大学院教授 |
| | 山 本 豊 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| | 吉 岡 和 弘 | 日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士 |

以上 12 名

[事務局]

西国民生活局長、堀田官房審議官（国民生活局担当）、高田国民生活局消費者調整課長、内島国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活局消費者情報室長

○松本部会長 それでは、定刻になりました。神田委員は少し遅れて出席されるという御連絡を受けております。ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について報告を行うとともに、前回に引き続きまして、独立行政法人国民生活センターの在り方について議論を行いたいと思います。

それでは、まず、議題1の「景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について」に移らせていただきます。事務局より御説明をお願いいたします。

○加納消費者団体訴訟室長 それでは、お手元の資料1に基づきまして御説明したいと思います。「景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について」ということでペーパーをまとめておりますが、これは、この消費者政策部会の下に設置されました消費者契約に関する検討委員会におきまして、1月、2月にかけてまして議論をいただきまして、その議論の状況を取りまとめたものであります。

1のところからですが、最初に書いておりますのは、現内閣において「国民本位への行財政への転換」というものが政策の重要課題として位置づけられ、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進することというのが、今の国会における総理大臣の施政方針演説でも述べられていることを指摘しております。

2段落目では、景表法及び特商法への消費者団体訴訟制度導入は極めて有益と考えられるところですが、その際、上記のような消費者行政の統一化・一元化の要請を踏まえつつ、申請者である消費者団体及び認定後の適格消費者団体の事務負担を軽減し、行政コストの効率化を図るとともに、事業者の過大な応訴負担や訴訟不経済といった弊害を可及的に排除するという観点から制度設計することが適当というふうな形で総論的に述べております。

2番では、それら3つの法律はいずれも消費者取引の適正化により消費者の利益を擁護しようとするものである点で共通していること、それから、認定要件に関しまして、「目的及び活動実績」の要件についても、今、消費者契約法の規定の中では、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うこと」というふうにあるわけですが、その規定の中に景表法及び特商法上の不当行為を抑止するための活動を読み込むことができることなどを踏まえますと、認定監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化すべきである。

その具体的な内容は、消費者契約法に基づき内閣総理大臣により認定された適格消費者団体が、景表法及び特商法上の差止請求権をも行使することができるとする。そして、それらの差止請求権の行使につきましては、実体法規である消費者契約法4条等の解釈にゆだねるのはもとより、現在の消費者契約法12条5項2号、これは同一事件に関する請求権の制限について規定している規定ですが、そういった規定、あるいは44条、移送に関する規定、45条、弁論の必要的併合に関する規定がありますが、そういった規定の解釈・適用

による規律にゆだねることとするのが適当と考えられるというふうにしております。

3番目ですが、こうした場合、消費者契約法により認定された適格消費者団体が景表法及び特商法上の差止請求権を行使し得るということになるわけですが、その点につきましては、認定・監督の適切な実施・運用を図るという観点から、内閣総理大臣から公正取引委員会及び経済産業大臣に対する意見聴取に関する規定を設けるなど、行政機関相互の連携を図るとともに、適格消費者団体による差止請求権の行使状況について、情報共有をするための措置を講ずるのが適当というふうにしております。

4番は、以上の検討を踏まえて、消費者行政を統一的・一元的に推進する観点から、消費者契約法にも所要の措置を講ずることにより、消費者利益の擁護に資する制度とすべきというふうにしております。

参考としまして何枚か付けておりますが、参考1は現在の消費者団体訴訟制度のイメージ図です。

参考2は、現時点で適格消費者団体として認定されている5団体がありますので、左から、消費者機構日本、一番右の消費者ネット広島というところまで5団体認定されており、それぞれの活動状況としては、例えば、消費者機構日本においては、不動産業者へ原状回復義務の特約に関する申出等を行っているといったことを書かせていただいております。

最後の参考3としまして、今回の一本化の案についてイメージ図として書いておまして、左の方の差止請求対象となる行為の拡大というところでは、現状としまして、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体は、消費者契約法上の不当な行為に関する差止めをすることができるとなっているだけですが、法改正をしまして、景表法及び特商法上の不当な行為に関する差止請求をも行使できることとする。

右の方ですが、認定手続に関しましては、内閣府における一本化を果たすということとして、申請団体は内閣府に申請をする。内閣府において、公正取引委員会及び経済産業省から意見を聴取するなどしまして、行政機関相互の連携を図りつつ、認定、不認定の決定を行って結果を通知する。また、消費者及び事業者を含めた一般国民の皆様に対しては、内閣府から一元的に適格消費者団体に関する情報を提供するというところで、いわゆるワンストップ窓口を果たすといったことを考えております。

以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の御説明につきまして、どうぞ、質問がございましたら、お出してください。

特にございませぬようでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題の2であります、「国民生活センターの在り方の検討」ということでございます。まず、資料2に基づきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○高橋調査室長 資料2で、「生活安心プロジェクト（行政の在り方の総点検）」、総合企画部会の方で検討しております検討状況を御紹介して、消費者政策部会の議論に御参考になればということで説明させていただきます。

「生活安心プロジェクト」は総合企画部会の方でやるということで総会で決まりまして、ただ、消費者政策部会の協力を得つつということになっておりますので、最初に始まったときも御紹介したと思いますが、大分議論が進んできておりますので、今回、御紹介することにいたしました。

見ていただきたいのは、まず、3 ページ目のスケジュールです。12 月 27 日、昨年末に、5 分野でワーキングにおいてヒアリングを各省に対して行ってきまして、その中間結果を受けて、総合企画部会として、今の行政の在り方として、横断的な課題というのは 11 ぐらいあるのではないかとこののを整理したところです。その後、11 の課題を適宜議論を行っておりまして、例えば、1 月 28 日のときには、人材・組織の在り方、審議会・パブリックコメントの在り方、それから、昨日になりますけれども、第 4 回ということで、民間登録機関、あるいは情報窓口の在り方ということを議論いただいております。それから、ワーキングそれぞれの個別分野の状況ということで御紹介をいただいております、昨日は「食べる」ワーキングから御報告をいただいたということで進んでおります。

4 ページ目はワーキングの検討状況について付けておりますので、参照していただければと思います。

今、総合企画部会で一番議論しているのは、別添 1 に付いておりますけれども、「消費者・生活者を主役とした行政への転換の必要性」という、なぜ今、消費者・生活者を主役とした社会、あるいは行政に転換しなければいけないのかという、言ってみれば行政の総点検のイントロダクションというか、理念というところを数回に分けて議論しております、ちょうど昨日の議論はそれを成文化したものを出示しておりますので、それを付けさせていただきます。

基本的な考え方は、余り詳しく御紹介できませんが、消費者・生活者を主役とした社会というのが今の日本としては必要だということなんですけれども、それを支える消費者・生活者自身、あるいは家族、職場、地域ということでも、家族、職場、地域については特につながりを弱めているということで、なかなかそういう社会を支え切れていない。そういう中で、行政、あるいはそれぞれの主体がどういうふうにかかわっていくべきかを考えて行政のあり方を方向転換する必要があるんだろう。

そうした場合、行政の在り方としては、1 つは、グローバル化のような要因から出てきているリスクに個々人が直接さらされているのではないかと。そういうリスクに対して、個人、あるいは民間だけでは制御し得ないリスクに対して、予防、軽減、除去という役割を行政は担ってきているのではないかと。あるいは消費者・生活者が、価値観が多様化、生活スタイルも多様化しているということを勘案すると、いわゆる標準モデルで政策立案をしていくということであると、個々の消費者・生活者の思い等、あるいは置かれた状況とそごを来しているのではないかと、行政の在り方とそうした問題点が出てきているのではないかと、ということで整理しております。特に行革との関係で、8 ページ目に付けていますので、ごらんいただければと思いますが、一番下に、消費者・生活者から見て対処を要すよ

うな課題に行政が実効的に対応できるという「実効性」という部分が観点として抜けていたのではないかと。こういう観点から、行革の在り方も考えていったらどうかというふうに整理をしております。

最終的には、9ページ目の一番下になりますけれども、基本的な視点として、消費者・生活者を起点とした発想に転換するとともに、消費者・生活者を主役とした社会の構築を積極的に支援していくということと、現在の制度では声を拾えないような層を重視しつつ、開かれた制度を構築すること。それから、多様な価値観、あるいは、いろんなリスクに対応するというところで、専門性、あるいは権限、責任に裏打ちされた実効ある体制にしていこうということ。そして、いろんなリスクに対して、柔軟かつ迅速・機敏に対応できる仕組みというのが必要ではないかということで、この方向の中で何が行政の体制として必要かというのを、この総点検で提案していく、ということで整理されております。

先ほど個別の課題について議論していると申し上げましたが、14ページ以下のように部会に主査の連名で出されております。総合企画部会における議論を踏まえて、また修正がされる予定ですが、一応、参考までに付けさせていただきます。消費者政策部会とかかわるような部分としては、例えば、15ページの真ん中ぐらいに2のイというところがありますが、各省庁が所管している消費者政策についても、国民生活審議会で審議してはどうかというような提案、あるいはニのところ、国民生活審議会が消費者・生活者関係の予算等の優先順位をつけてはどうかというような提案がされております。

ちょっと飛んでいただいて、18ページ目になりますけれども、パブリックコメントについては、上の方のハですけれども、消費者にとってわかりにくいとか、どういう問題点があるかというのがわからないという話が出ておりますので、消費者・生活者への悪影響を明示することを義務化してはどうかというような提案がされていますし、真ん中ぐらいのロですけれども、消費者・生活者の声を代表する団体に対しては、行政の側から意見提出を求めるといってはどうかという提案がされております。

次に、21ページ目が公務員の意識改革、人材・組織の在り方ということですが、21ページ目の上の方ですが、例えば、国民生活センターなどでの実地研修を含めた研修を義務化してはどうか。あるいは、人事評価に消費者・生活者に貢献できたかというのを入れていったらどうか。あるいは、長期研修先として、消費者団体、NPOなどを追加してはどうかというような点が入っております。

最後に、情報窓口の話は昨日しましたが、27ページ、最後のページになりますけれども、情報窓口のワンストップ化をした方がいいのではないかという提案で、大きく言うと3つぐらいの類型に分けてワンストップ化を図ってはどうかという提案がされております。1つは消費者関連、それから、働くという関連、それ以外の暮らし関連というような3つを考えて、そのワンストップの窓口の既存の情報窓口のネットワーク化を図っていくというような仕組みがいいのではないかという提案をされております。

それとともに、事故情報については、消費者だけではなくて、各省庁、病院とか保健所、

警察、もろもろの機関から事故情報が吸い上げられるという形で情報のマッチングができれば、事故の状況の把握が迅速化できるということで、そういうマッチングのシステムと一緒に考えてはどうかというような提案がされているところです。今は途中の段階ですので、今後、3月をめどに取りまとめということになっております。順次議論したものを更に精査しながら報告書の取りまとめをするというような進め方をしておりますので、また御紹介の機会があればしたいと思いますのであります。

あと、参考ですけれども、資料3、前回、韓国消費者院のパク院長に来ていただきまして、委員の方々から質問が出ておりましたので、事務局で聴取した限りの内容を付けておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

併せて、日本女子大学準教授の細川先生と、前回、パク院長と一緒にいらっしやうございましたり・ジョンイン（李種仁）さんの了解をいただきまして、韓国の消費者基本法の全訳を提供いただいておりますので、添付しております。御参照いただければと思います。

私からは以上です。

○松本部会長 ありがとうございます。

続きまして、私の方で、「国民生活センターのあるべき姿に関するに関する論点案」というものを整理いたしましたので、資料4に基づきまして事務局から説明をお願いしたいと思いますが、その前に、西局長より一言お話があります。では、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西国民生活局長 実は、昨日の総合企画部会において、佐々木会長が御出席をされて、消費者行政推進会議との関係について御発言がありました。この消費者行政推進会議というのは、皆様方も新聞等で御承知かと思っておりますけれども、今回、内閣官房に設置され、総理の提唱されておられる消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持った新しい組織をつくる、その組織について検討を行うという会議でございまして、これは実は佐々木会長が座長を務められることが決まりまして、この部会からも、松本部会長を初め幾人かがメンバーになっておられますけれども、そこでの議論につきまして、国生審との関係について御発言があったわけでございます。

その際に申されたのは、この消費者行政推進会議では、国民生活審議会の議論を踏まえながら、消費者行政の一元化について議論を進めていく予定にしている。この国民生活審議会の議論というのは、先ほど説明いたしました国民目線の総点検、総合企画部会の議論と、それから、この消費者政策部会での国民生活センターの在り方について、その議論を踏まえながら議論を進めていく。国民生活審議会と消費者行政推進会議、いずれもが福田総理が施政方針演説で述べられた新しい社会を実現する上で重要な課題なので、ともに全力で取り組んでいく必要があるので、よろしくという御発言がありました。最後に、国民生活審議会と消費者行政推進会議のすみ分けについて御発言がありまして、この国生審の議論においては、行政の在り方として、そうした組織の在り方とか、消費者行政の一元化の意義について言及することについては差し支えないけれども、ただ、統一的・一元的に

推進するための強い権限を持つ新しい組織について、具体的な組織論まで踏み込むことについては、一步、控えていただくようお願いしたい。そこについては消費者行政推進会議で行いたいと思っているので、お互いの役割分担について、よろしく御理解を賜りたいという御発言がございましたので、御紹介申し上げます。

○松本部会長 ということでございますので、国民生活センターの在り方に関する議論におきましても、今の佐々木会長の発言を少し踏まえて御発言いただきたいと思えます。

それでは、資料4に基づきまして、事務局から説明お願いいたします。

○高田消費者調整課長 それでは、お手元に資料4「国民生活センターのあるべき姿に関する論点案(部課長メモ)」があると思えますので、こちらを御説明させていただきます。

最初に○が2つございます。新しい消費者行政の体制の中で、国民生活センターはその中核的な機関としていかなる役割・機能を果たすべきか。次の○でございますが、今後、今まで以上に期待される役割としては、下記3点が考えられないか。1つ目が、消費者問題に関するワンストップ・サービス拠点としての役割。2つ目が、市場の監視役としての役割。3つ目が、現場情報の政策への反映ということで、以下、この3つを中心に整理されております。

1番目の「消費者問題に関するワンストップ・サービス拠点としての役割」として、(1)でございますが、「消費者から見てわかりやすい窓口システム」。消費者に対する相談窓口が各省庁にさまざまに設置されているところでございますが、新組織の一元的窓口を設置することが検討されておりますが、国民生活センターに設置することが適当か。また、設置する場合、苦情相談機能と一元的窓口との関係をどう考えるか。また、今般の冷凍ギョーザによる中毒事件を見ても、情報の集約の一元化という視点が重要ではないかというのが1番目でございます。

2番目でございますが、「苦情相談・あっせん等の消費者トラブル解決」といたしまして、複雑化する消費者トラブルの解決能力の向上のために、経営相談の充実、相談員の能力向上のための研修の充実等が必要ではないかというのが2目でございます。

(3)でございますが、「消費者への情報提供」としまして、積極的に消費者教育の充実を図る必要があるのではないかと。

2番目が、消費者にとって必要な情報が把握できるように情報提供を充実していくためには何をすべきか。特に危害・危険情報を消費者全体に知らせていくためには何をすべきか。

3目でございますが、「消費者の自立支援」に向け、国民生活センターは、消費者団体との連携及び活動への支援を行うべきではないかというのが一番最初のまとめでございます。

次の項目といたしまして、「2. 市場の監視役としての役割」が挙げられております。

(1)でございますが、「消費者問題に関する情報のハブ機能の強化」といたしまして、P I O - N E T 等による分析の充実強化が1番目でございます。P I O - N E T 等につい

ては、迅速な情報収集のために抜本的なシステムの改善を進めることが必要ではないか。

次は、各省へのP I O - N E Tの設置が進んでおりますが、国民生活センターへ各省の情報が集まるように進めていくことが必要ではないか。情報を一元的に収集するためには、各省庁それぞれの情報収集、活用目的を踏まえつつ、フォーマット等の統一を図ることが必要ではないか。

2つ目の○でございますが、法執行との連携、政策立案の反映に向けた分析力の強化が必要ではないか。このためには、P I O - N E T等の情報等分析に加えて、消費者問題に関連の深い業界等に関する分析も必要ではないか。

次の○でございますが、事故情報データベースやトラブルメール箱等の消費者からの情報提供を被害の未然防止・拡大防止に生かしていくために必要なことは何か。

以上が（１）でございます。

（２）といたしまして、「商品テストの機能の充実強化」でございます。我が国において必要な原因究明が実施されるために、どのような商品テスト機能の充実が必要か、あるいは他機関との連携をどのように進めていくべきかというのが2でございます。

3の「現場情報の政策への反映」が次でございます。「（１）法執行等との連携」といたしまして、消費者からの相談・苦情窓口と法執行が密接に連携していくことが必要ではないかということで、新しい組織が法執行機能を持つ場合、国民生活センターが立入調査権等の法執行機能を担うことも考えられるのではないかと。

新組織が法執行部門を持たない場合、P I O - N E T等の情報を有効活用するためには、どのような権限が必要か。必要なときに勧告権等の権限が速やかに行使されるにはいかにすればよいか。

（２）が「政策立案への反映」でございます。現場情報を集約して政策に反映させていくためには、国民生活センターはどのような役割を果たしていくべきか。

商品テストの結果を消費者安全行政にどのように反映していくか。

以上が3でございます。

4以下が、大きい3点に加えられておまして、4が「被害救済機能の強化」でございます。被害者の救済等を考えれば、父権訴訟制度ですとか、違法収益の吐き出し制度の創設というのが考えられるところでございますが、こうした機能を国民生活センターが担うことも考えられるのではないかとというのが4番でございます。

5番目が「消費生活センター等とのネットワークの中核的な機関」でございますが、国民生活センターが上記の役割を果たすためには、地方の消費生活センターとの緊密なネットワークによる連携が不可欠でございます。そのため、消費者にとって最も身近な機関である消費生活センターの活動をどのように活性すべきか、国民生活センターとして積極的な支援ということが考えられるか。

2つ目の○でございますが、市場の監視機能を働かせるために、国民生活センターだけではなく、消費生活センターの役割も重要ではないか。このためには消費生活センター

の在り方も変化していくことが求められるのではないかというのが5でございます。

「その他」といたしまして、国際的な連携として、国境を越えた消費者問題が生じることを考えれば、国際会議への出席等、国際的な連携も積極的に行うべきではないか。

以上が資料4の説明でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。これに基づいてこれから議論をしていただくわけですが、それぞれのテーマごとについての御議論に入る前に、まず、こういう論点の立て方でいいのか、もっと論ずべき論点があるのではないかといった、全体的な観点からの御指摘をいただきたいと思います。どうぞ御自由に御発言ください。佐野委員。

○佐野委員 国民生活センターの法執行の問題とか父権訴訟というのは非常に難しいので、先ほどの佐々木委員長のお話のように、今ここでは論じない方がいいのではないかと思います。非常に難しいのではないかと思うのは、国民生活センターが実際にどのような位置づけになるのかわからないうちから、父権制度だとか執行などについて検討することは困難なので、もう少し先送りして、現段階では入れない方がいいのではないかなと思います。

それから、一番最初の1行目に出てくる「新しい消費者行政の体制の中で」というのは、何を指して新しいと言っているのか、よくわからないのでご説明下さい。

○松本部会長 これから議論される中で出てくるであろうということになります。つまり、それが決まっていなのに議論できないではないかというのが非常に複雑なジレンマだとは思いますが。

○佐野委員 今後、新しい組織がどうなるかわからないときに、国民生活センターの在り方を論ずるのが非常に難しいと思います。今まで、いろいろ、ころころ変わってきました。私たちが混乱している中で、今、どういう形で国民生活センターの在り方を論じたらいいのかというのがよく見えないんです。どうしたらいいのかというのは、委員の皆さんの御意見をお聞きたいんですけども、私は今までここでいろいろ話し合ってきた国民生活センターの機能をもっと強化することで、それ以外の機能を検討するのが、困難かなというような気がしています。

○松本部会長 わかりました。ほかの委員の方からも。山本委員、どうぞ。

○山本委員 総論のところであまり発言するつもりはなかったのですが、先ほど局長の方から御発言のあった組織論のことについて、確かに佐々木会長のおっしゃるとおりだと思いますけれども、私の理解では、各論の中で、国民生活センターの組織論は若干議論した方がいいのかなと思います。例えば、立入権限というようなことが資料の中で出てまいりますけれども、それを議論するためには、組織論は当然連動してきます。だから、そこは、あまり制限的にやっても仕方がないので、その範囲では議論した方がいいかなと思います。

それから、父権訴訟と収益剥奪の問題がありましたけれども、これは私の理解では、現在の独法の組織でもやれる話である、不可能ではないと思いますので、最初からそれを論点から除くというよりは、やはり検討はした方がいいのかなと思います。確かに簡単な制

度ではありません。しかし、検討してみて、やはり無理だなと思えば、そこで撤回すればいいし、可能性が見えてくれば実行すればいいことなので、最初から論点から外すということはもったいないような感じがいたします。

○松本部部长 先に沢田委員、どうぞ。

○沢田委員 全体に関して3点ほどあります。まず1点目は、今のお話の続きでございます。父権訴訟のような話というのは、今次の消費者政策部会が始まってから初めて出てきたような気がします。それが取り上げられたことは非常に歓迎すべきことではないかと思えます。組織論との関係はよくわからないところもありますが、必ずしも国民生活センターが担うということだけでなく、そういった制度なり仕組みが必要だということに関しては、PIONEERの情報を持っているからこそ言えることというものもあると思えますので、これは検討に加えていただきたいというのが1点です。

2点目は、むしろ質問なのですが、昨年のもれまでの段階では、国民生活センターの担うべき役割として、直接ADR、紛争解決機能をというのがありましたが、今回のペーパーでは、それはもう考えなくていいということでしょうか。

3点目は、最後の「その他」に落とし込まれてしまった国際のところは2行しかなくて、ちょっと寂しいのではないですかという感想です。

以上です。

○松本部部长 別にADR機能を特にやらないというわけではなくて、当然、従来の議論の延長上ですから、被害救済機能のところに入れるか、あるいは相談、ワンストップ・サービスの延長上に位置づけるか、どちらかの方向から入れるかということになるかと思いますが、論点として当然議論していただきたいと思えます。

水巻委員、どうぞ。

○水巻委員 国民生活センターの権限とか機能を強化することについては、すべての方が賛成していると思えます。しかし、先ほど佐々木会長の言われたように、新しい組織形態に触れないでほしいとなれば、現存のセンター内でどうできるかという発想しかできないのです、正直なところ。例えば、私などは個人的には、センターを発展的に解体して、もっと新しい組織をつくって、そして権限を持たせてみればという気持ちも持っているわけです。しかし、それはちょっと待ってほしいということでしょう。そうすると、具体的に、現在の組織の中で権限強化ができるのはどういうことなのか。例えば、立入検査をすることか何とか、そういうような議論にとどめるべきなのか。それが第1点です。

それから、今、国民の関心の高いのは中国のギョーザの中毒問題です。この事件について、国民生活センターはどのように関与して、どういう情報を取ってきたのか、その辺を公表してほしいのです。そうしないと、場合によっては、国民生活センターが具体的に関与しないで、何もしていないとすれば、国民生活センターの在り方そのものにかかわってくるのではないかと、そういうふうに思います。

○松本部部长 では、田口理事。

○田口国民生活センター理事 今回のギョーザ事件への国民生活センターの関与ですが、ギョーザ事件の問題につきましては、第1報は、例えば、千葉の例でございますと、地元の保健所に連絡があり、その後の状況については、新聞等で触れられているとおりでございます。相談者の方は、その後1月に入って千葉市の消費生活センターにその問題について、保健所やメーカー以外に申し出先があるかというような御相談をされております。その相談情報については、P I O - N E Tを通じて事後的に国民生活センターにも伝わったということでございます。

また、この問題が1月の末以来、報道等されまして、同様の相談等が各地の消費生活センターに寄せられておりますので、その情報については速やかに国民生活センターに御連絡をいただいて、P I O - N E Tのシステムで把握できる相談情報、これは速やかに国民生活センターで集約し、それらを内閣府を通じて関係省庁にも御報告をしているという状況でございます。

それから、この問題が起こりましてから、消費者の方々が大変御心配をされている。自宅の冷蔵庫にある冷凍食品が問題の商品に該当するかどうか、そういうような御心配を持たれておりますので、国民生活センター自身も相談をお受けしている。これはウィークデーは勿論でございますが、週末の土日、休日も含めて相談に応じております。

さらに、国民生活センターとしては、この問題に関する情報をできるだけ集約していくということです。全国の消費生活センター以外も含めた相談窓口がどんなふうになっているか、また、各社の製品で回収対象商品はどんなふうになっているか、それから、政府として、どういうことを今、やっているのか。こういう相談窓口情報、回収情報、行政の対応情報、これらを幅広く消費者の方々にも知っていただくということで、国民生活センターのホームページを開いていただきますと、まず真っ先にこの問題に関する専門のコーナーを最も目立つ形で設けておりまして、そこから入っていただくと、必要な情報がすぐにわかるような形で、この問題が起こってすぐにそういうコーナーを開いてございます。このコーナーでは、国民生活センター自身が提供している情報はもとより、関連機関が提供している情報も総合的に消費者の方々にも知っていただけるような形で情報を提供するというので、その情報については常時リバイズをしております。

○松本部会長 水巻委員。

○水巻委員 ありがとうございます。そういうふうに国民生活センターが非常に対応をやっているというのはよくわかったのですが、その中で、何が足りないのか。それから、情報を国民に流す場合、こういうふうにやれば情報をもっとうまく伝達できたのではないかと、そういうことを分析しながら、国民生活センターの強化策とか、権限をどういうふうに持たせるとか、そういうことを議論すればいいのではないかと私は思っております。

○松本部会長 どうぞ、齋藤委員。

○齋藤（憲）委員 まず、国民生活センターは独立行政法人ですけれども、これをこのまま独立行政法人として考えるのか、という問題が1つあると思います。形はともかくとし

てですね。例えば、立入調査権とはどのようなものをイメージされているのかわかりません。現在でもいろいろな官庁機関がこの種の機能を持っています。それと独立行政法人であるこのセンターがどのような関係になるのかという点が不透明でわかりません。

それから、国民生活センターには充実していただきたいと思っているのですけれども、ここにありますような、例えば、被害の救済機能の強化に関する父権訴訟制度とか、違法収益の吐き出し制度というものについては、もう少し用語の定義をはっきりし、皆が同じイメージを持って話し合うということでないといけないのではないかと思います。例えば、違法収益が何であるかというのは、委員の間でかなりイメージが違う可能性があると思います。

それから、もう一つ、現在でも、それぞれの行為について、例えば、行政制裁とか刑事罰とかが付いているものがあるわけです。それとの関係をどうするのだとか、どう理解するかというような課題があり、それを整理した上でこれを検討テーマに挙げるかどうかということになるのではないのでしょうか。これを検討し出すと、かなり広範な法制度の議論が要るような気がするので、このメンバーで本当に足りるのかとかいうようなことも考えなければならないと思います。

いずれにしても、国民生活センターの現在のパワーからすると、かなりのものを期待されているし、私も期待したいのですけれども、相当ジャンプをしており、今まで検討していないものが一遍に入ってきたので、ちょっと目がくらんでいるというのが実感です。

○松本部会長 今の点については、そういう制度をつくるかどうかという議論ではなくて、もしそういう制度ができたとすれば、国民生活センターが一定の機能を担うということが考えられるかどうかという感じです。例えば、それ以外でも、調査権限にしる、何らかの実体法的な根拠が必要なわけで、どういう場合にどこが調査をできるという、そういう調査権限を与えるという法制度ができたとして、国民生活センターにそれを行使させるのが適当かというふうに議論していただいた方が、仮定の話に立った上で議論ということですから、ちょっとやりにくいとは思いますが。したがって、従来、国民生活センターの枠組みの中でやってきたことについて、それを一層実効的に強化していくためにはどうすればいいかという議論は非常にやりやすいので、そこはきちんとやっていただきたいわけですが、その上で、例えば、たまたま書き漏らしておりますが、裁判外紛争解決機能というのは今ないわけですが、そういうのを新たにどこかの機関に与えるという場合に、国民生活センターとして、それを担わせるのが適当かどうかという感じです。

○堀田大臣官房審議官 ADRは法律出しませんね。

○松本部会長 そっちの方はもう決まっておりましたか。ごめんなさい。失礼しました。ちょっと議論が混同しておりました。したがって、ここには出てこないのは、そういう意味では当たり前ですが。

従来やってきた機能を強化するという観点の議論と、もう一つ、恐らく従来国民生活センターの仕事の中から、今はやっていないけれども、更に期待されている機能という

のがあるであろうということで、それについても少し論点として挙げて議論すべきではないかという感じですが。

ただ、国民生活センターの上にくるといいでしょうか、行政機関として、どのようなものが上部団体、上部組織として来るのかがまだはっきりしないという段階ですから、やりにくいというところはあるんでしょうが、どのような形の行政機関になるにせよ、国民生活センターという今までの組織をより期待されている方向で充実させるとすれば、こうなのが1つ考えられるのではないだろうかという感じの御議論かと思います。したがって、実際は採用されないという結論になるのかもしれないですが、この部会としては、国民生活センターの従来の仕事の延長上で期待されているような姿を議論して、それを提起すれば、行政組織全体の議論にも少し参考になるのではないかと、そういう感じを持っているんですが、いかがですか。

○西国民生活局長 少し原点に戻りますけれども、国民生活センターの在り方を検討してほしいと急遽お願いしたのは、総理の御発言というか、総理からの御依頼だったんですね。その総理の御依頼は、この前も発言の内容を御紹介しましたがけれども、正確には覚えていないのですが、10年、20年先を見越して、消費者行政の中心的な存在となるような形で国民生活センターの在り方を見直してほしいと、そういう御発言をされたと思います。要するに、国民生活センターがなくなるとか、そういう前提ではなくて、国民生活センターが新しい組織といいましょうか、上にどういう組織が来るかどうかはともかくとしても、とにかく国民生活センターが中心的な存在として、そういう活動をするとした場合の理想的な姿というのを考えてほしいと、そういう御趣旨で御依頼があったというふうに私は理解しております。先ほど組織論にあまりこだわると言われたのは、例えば、公取と統合した方がいいとか、何省の下でやった方がいいとか、そこまでの議論には踏み込まないでほしいということで、国民生活センターが将来的にどう機能強化とすべきか、中心的な存在となるべきかという、そういう形で議論してほしいという御依頼だったと思いますので、再確認のために御発言させていただきました。

○松本部長 という趣旨でございます。山本委員、どうぞ。

○山本委員 すみません、たびたび。私としては、作用論、機能論から入るとするのは非常に正しいアプローチだと思うのです。まず組織いじりから入るとするのは生産的でない。しかし、作用論をする中において、各論の論点において、今のままの組織では難しいねという議論は当然行う。それから、消費者行政推進会議の方で、政府全体の消費者行政の形を今、議論されておりますから、そういうことには立ち入らない。

それから、もう一つは、私の理解では、機能論から入って、一定の機能が必要だということになって、しかし現行のパワーでは不十分だということであれば、それは政府としてきちんとパワーをつけるとか、あるいは人員についても手当てするという前提で考えていくべきだろうと思います。現行のパワーを前提として機能論を議論するのでは何もできないということになるので、まず機能論を詰めて、それで足りないところはきちんと手当て

するというアプローチで議論するという認識でここに参加しております。

○松本部部长　ということでございますので、なるべく広目に論点を立てたいと思いますので、ここで足りない論点をまず積極的にインプットしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、吉岡委員。

○吉岡委員　吉岡ですが、今、山本さんがおっしゃるように、どんな機能と権限を持たすべきなのかということだろうと思います。そうすれば、おのずと、どんな器なのかというのが後からついてくることになるので、福田総理が言う、10年、20年先に消費者行政の中心になるような国民生活センターの在り方というときに、消費者がどんなものを求めているのかということだろうと思いますので、そういう意味では今回の部会長メモは全般に網羅されていると思うのですが、1つだけ、言ってみれば、これまでは国民生活センターというのは目と耳の働きをしていた、手足がなかったということだろうと思います。その目と耳の働きも、地方の消費者センターから入ってくる情報がほとんどで、他の省庁からの情報が入ってこなかったのではないかと。

例えば、パロマの事件などは、経産省が持っていた情報と国民生活センターが持っている情報とが別々にあったりして、他の省庁や他の機関が持っている窓口、相談窓口とかの連携強化と併せて、情報の共有化ができていなかったというところがかなり重要なところになるのではないだろうかということもありますので、他の省庁、特に今回のN I T EとP I O - N E Tの情報共有という点でも、なかなか難しい議論があったそうですが、それぞれがそれぞれの情報を持っているというこれまでの状況がいろいろ問題を引き起こしているわけですから、いろんな組織が持っている情報を一まとめにして国民生活センターが把握できていると、そういう状況をつくり出すことが必要なんではないかというふうに思うので、目と耳とのところも、そういう広がりを持てるような議論ができないだろうかというのが1つです。

あと、手足の方は手足の方で、では、どんな権限を持たせる、目と耳で感じ取った情報をどういうふうに執行していくのかという手足の議論も当然していただかなければいけないと思います。

○松本部部长　今の御指摘の情報の共有化は、その言葉自体としては出ておりませんが、2ページの真ん中の辺り、2の(1)のP I O - N E T等による分析の充実強化の2つ目のポツの後半辺りで、情報を一元的に収集するために、各省庁のフォーマット等の統一を図ることが必要ではないかという書き方で、ちょっとテクニカルなことだけが書いてあるんですが、このねらいは何かというと、やはり情報の共有化を進めるべきだということですから、よりここは情報の共有化ということで、正面に上げるということにしたいと思います。

では、佐野委員、どうぞ。

○佐野委員　情報の共有化ですが、1ページの1の(1)で、わかりやすい窓口システムということで、苦情相談機能と一元的窓口との関係をどう考えるか、とあります。その後

にきているのがギョーザの事件ですが、いわゆる事故情報と苦情相談を混ぜないで分けて2本立てにしないと、非常にわかりづらいと思います。ですから、苦情相談は苦情相談できちんと一本化、一元化して、事故情報は事故情報で別扱いにした方が、消費者にとってはわかりやすい。そういう形で情報提供していただきたいなというふうに思います。

○松本部会長 岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 消費者センターの現場にいる者から意見を言いたいと思います。まず、今回のギョーザ事件なのですが、食品関係、特に中毒となりますと保健所に入っていきます。そうすると、保健所から国民生活センターにパイプがつながっていない以上は、入っていくようがないのです。

それが1つと、不当請求、架空請求が殺到した16年、17年ごろ、訪問販売、いわゆる高齢者の次々販売などがものすごく出ていたはずなのですが、消費生活センターには入ってこれなかった。つまり、不当請求で電話がつながらなかった。そういうのはどこへ行ってたかというところ、介護関係、福祉事務所とか、そういうところへ流れていました。介護関係の人が、是非この情報をどこかへ集約したいというふうに言ってきましたが、現状では国民生活センターへ入っていきません。私なども、データとしてもったいないものですから場合によっては相談者ないしは介護施設の方から消費生活センターへ情報提供してもらって、消費生活センターを迂回して国民生活センターに入っていくというようなことを考えたぐらいです。まだまだ国民生活センターへ入ってくる情報は限られているのです。

前回のいろんな省庁のヒアリングを聞いていても、P I O - N E T、P I O - N E Tと、大変期待しているとおっしゃいましたが、自分のところへ入ってきた情報をP I O - N E Tへつなぐというのが全然出てこなかったように思いました。勿論、国民生活センターにワンストップで情報が集約されるべきと考えますので、是非双方向的なシステムの改良が必要だと思います。今のP I O - N E Tシステムで、それを拡大するとか何とかというのでは機能しないというふうに思います。

○松本部会長 ありがとうございます。司会の不手際で、もう中身の實質論の方に入っておりますから、中身の大きくくりの論点ごとに議論していただく中で、更に新たな論点などもお出しいただくということにしたいと思います。

まず、1ページから2ページの上辺りにかけて、「消費者問題に関するワンストップ・サービス拠点としての役割」と、どちらかという対消費者との関係で、ここに行けば相談も受けられるし、情報提供も受けられますよという意味のワンストップ・サービス拠点という観点からの機能強化という点ですが、ここについて御意見をどうぞ。山本委員、どうぞ。

○山本委員 ワンストップ・サービス拠点ということの中身を整理して、そこを詰めていく必要があるように思います。岡田委員の発言とも関連するんですけども、ワンストップということは、国民生活センターがすべての苦情とか危害情報の提供を受けるということなのか、それとも国民生活センターだけが受けるということなのか。恐らく前者でない

と、岡田さんがおっしゃるように機能しないように思います。そして消費者にとっても、例えば、ギョーザの問題で保健所に行ったら、ワンストップとなって、国民生活センターで対応することになっていきますということでは、消費者にとってもかえって不便な感じがします。少なくとも食品衛生とか、そちらの問題については。もしかしたら、ほかの消費者問題については、国民生活センターだけが受けるというモデルがあるのかもしれませんが。

消費者問題というのはものすごく幅が広くて、恐らく政府のやっている施策は、直接間接にすべて国民の安心・安全に絡まる施策なので、相当幅広いものになります。したがって、消費者問題といっても、いっしょくたに論じられないかもしれませんがけれども、私としては、ワンストップといっても、今、生かせる保健所のシステムとか介護施設のシステムはちゃんと生かす。それから、吉岡委員がおっしゃったように他の窓口もありますから、他の窓口に来た者は国民生活センターにもつながるといふ部分はどうしても残るだろう。その上で、余りに重複しているとか、余りにも窓口が多岐にわたってわかりにくいという部分は整理していく。そういう意味でのワンストップ・サービス拠点ということであれば、大変結構なことではないかというふうに考えております。

○松本部長 沢田委員、どうぞ。

○沢田委員 消費者なり国民、ユーザーにとって一番いいことは、窓口が1つしかないことではなくて、どこへ行っても正しいところにたどり着けるということが一番望ましい姿だと思います。情報も、1か所にあることがいいのではなくて、情報の種類によって、今もお話ありましたように、事故情報であればこことか、食品の事故ならここだし、製品の事故ならこちだしと、一番集まるべきところに集まるべきであって、何でもかんでも1つのところに集められればいいというものでは恐らくないのだろうと思います。ちゃんと権限のあるところ、情報を一番生かすことができるところ、あるいは相談した人が一番正しい助言を得られるところに情報が集まるのがいいはずで、その観点から考えるべきだと思います。

国民一人ひとり、特に地方に住んでいらっしゃる方、消費生活センターもないようなところに住んでいらっしゃる方は、どんな相談だろうと、自分の住んでいるところの市役所の窓口のお兄ちゃんに相談するという話も聞きます。ですから、どの窓口であれ、消費者との最前線、フロントに立つ人は、どんな相談であれば、これは消費生活センターがいいですよとか、警察に行ってくださいとか、早く弁護士に相談しないととか、そういう振分けがきちんとできるという機能が、本来の意味のワンストップなのではないかと思います。

ただ、そう考えていくと、法テラスとどこが違うのかよくわからなくなってくるので、そこは議論すべきなのかなという気はします。とはいえ、現在のところは、消費者問題に関するところがきちんと、本来、国民生活センターや消費生活センターに集まるべき情報が集まっていないという問題があるのかもしれませんが、そこは改善の余地があるかもしれませんが、基本的な考え方としては、何でもかんでも1つに集めるということではないと思います。

○松本部部长 岡田委員。

○岡田委員 今の沢田委員の意見に関してですが、現状は消費生活センターが一番窓口になっていると思います。まさに交通整理もしています。先ほど保健所という話をしましたが、保健所に入ったデータがどこかへ必ず届けばいいわけです。ところが、どうもそれが届いていないのではないかという気がします。つまり保健所は自治体に属していますから、自治体によって対応に差が出ます。そういうふうに考えると、地方の消費生活と直接または間接に必ずつながっているのは国民生活センターしかないような気がするものですから、消費者関連のデータについては、国民生活センターへ行けばあるというような形になれば私はいいと思います。

○松本部部长 どうぞ。

○吉岡委員 「新組織の一元的窓口」という言葉遣いが誤解を生んでいるのではないかと思います。何か新しい組織をつくって、そこに一本化すればいい、ほかの相談窓口は要らないかのような誤解を生んでしまいますので、「一元的窓口」という言葉遣いではなくて、今、ほかの委員からも出ている話などからすると、情報の集約をする、情報を共有化するという事だろうと思います。経産は経産で持っているけれども、経産の立場では保健所の情報を共有化するわけにはいかない。しかし、新組織で、つまり、国民生活センターがあらゆるところの相談窓口に入った情報を共有化している。それで全般に、例えば、ギョーザの話は5件きていますよねとか、10件になりましたねということ、どこかが把握していなければいけないという制度、センターの役割を期待したいので、言葉遣いとしてはむしろ、「新組織に情報の共有化をする窓口を用意する」と、そういう言い方の方が誤解を生まないのではないかなと思います。

○松本部部长 三木委員。

○三木委員 ワンストップ・サービスとADR機能との関係なんですけれども、ADR機能を持たせるということで法案が提出されると思いますが、その制度が実現したとしても、ADRとの関係ではちっともワンストップになっていない、ならないという状況ではないかと思うんです。「ワンストップ」という言葉の意味にもよるんですけれども。

ADR機能の議論をするときにも、最後まで不透明だったのが地方との関係で、結局、国民生活センターの中に、現在の相談、あっせんに加えて調停や仲裁を置いたとしても、国民生活センターという組織体自体は東京にしかないものですから、そうすると地方はどうか。地方には消費生活センターがありますけれども、そこが今後、ADR機能のようなものをどうしていくのか、全くわからないわけです。また、地方分権との関係もあります。国民生活センターが変わる、しかし、それは中央だけが変わって、地方が変わらないかもしれないわけです。

したがって、消費者としては、紛争を抱えている人が地方にたくさんいるわけで、そういう紛争解決機能の何らかの意味でのワンストップ化というのがやはり意識されなければいけないと思います。それもやり方というのは、これはなかなか難しいし、それこそ組織

論とかもかかわってくるんです。先ほど言いました地方分権との関係で難しい問題がありますけれども、国民生活センターと消費生活センターとの関係が今のままでいいのかというのが1つ。

それから、そこをいじくるのが難しければ、これも大事ですけれども、国民生活センターの地方支部のようなもの、地方拠点のようなもの。これは後の方に出てくる、いろんな法執行機能とか何とかということを行い始めると、そういった地方事務所のようなものがなくていいのかという話にも当然なってくるわけで、そうしたことも含めて、ワンストップというのを単に相談窓口の一元化という狭い意味ではなくて、消費者の駆込寺としてのワンストップと広くとらえて議論する必要があるかという気がします。

○松本部会長 水巻委員。

○水巻委員 情報伝達を考えた場合、今、必要なのはスピード化だと思います。早く情報を伝達すると同時に、実行化ですね、どういうふうに対処していくかということです。その辺で、今のセンターが組織上欠陥があるなら、その欠陥を出していただいて、それを強化するという1つの案を出してみたらいかがですか。余り抽象論で話していても、なかなか前へ進まないのではないかという気がします。

○松本部会長 中名生委員。

○中名生委員 ワンストップ・サービスをめぐって、これは国民生活センターの話なものですから、私は片方では当事者でもあって、なかなか発言しにくいのですが、ほかの委員の方々の御意見を伺っていて、若干現状を御説明した方がいいかなという部分もあって、そういう意味で発言をさせていただいたんです。ワンストップ・サービスという意味では、さっき佐野委員の方から、苦情と危害情報・事故情報というのは分けて話をした方がいいというお話がありましたが、確かにそういう面があります。

1つは、苦情相談については、各地の消費生活センターから入ってきた情報を集めるということで、これが年間100万件というような形になってきているわけです。現状で非常に問題があるとすると、水巻委員がおっしゃったように、その集まるスピードが、今の状況では、各県がそれぞれ決裁を取って文書を直して上げてくるということなどもあって時間がかかっている。これは、今、P I O - N E Tのハード、ソフトの両面で切替えをやるということになっていまして、この切替えが完成すると、現場で入力したものが直ちにこっちへ入ってくるという体制ができる。そういう意味では、スピードというのは非常に重要だと思います。

それから、もう一つ、事故情報というか、消費者の安全にかかわる情報という意味では、これは岡田委員の方から御指摘がありましたけれども、例えば、今度のギョーザとか、中毒が起こったときは、まず情報が入るのは各地の消費生活センターではなくて、保健所であったり、あるいは病院の救急外来、そういうところになるわけです。これも何人かの委員の方から御指摘がありましたけれども、センターに入った情報を外へ流すという方は、例えば、P I O - N E T端末を昨年の年末から関係省庁等に設置するという形で今、進め

ているのですけれども、逆に国民生活センターの方にほかの機関から情報が入ってくるという、そこが非常に弱い。安全の問題について、去年、この国民生活審議会でも御議論いただいて、事故情報ネットワークというのをP I O - N E Tとは別に構築しようというお話があって、これは病院なり保健所なり警察なり消防なり、消費者からの苦情相談以外のルーとからも情報が入る安全のためのもう一つの情報データベースを構築しようと、これもこれから取りかかりたいというのが今の状況であります。

○松本部会長　どうぞ、齋藤委員。

○齋藤（憲）委員　企業をイメージすると、お客様相談センターを多くの企業が全国的なネットの形で持っていると思います。どこで電話を受けても、とにかく集中的な部署につながるようになっていく。たくさんの商品を扱っている企業でも、すべて1か所の部門で受けて、それから詳しい部門につなぐという工夫をしていると思います。細かい相談であっても、電話で対応できる範囲であれば、極端に言えば、海外に置いてもいいという発送でトライしている会社もあるように聞いています。

そうすると、今の国民生活センターが、お客様は日本国民全部だと考えたときに、何かそのような仕組みを考えられないものだろうかと思えます。ただ、最後の段階の、面と向かって相談するというのはやはり地元でなければいけないというところで、仕分けができる可能性があるかもしれません。その辺を一回見てみると、発想が変わるのではないかという気がしました。

○松本部会長　山本委員。

○山本委員　たびたびすみません。1の情報提供との関係で幾つか、先ほど言い漏らしたことを発言させていただきたいと思えます。佐野委員がおっしゃったように、苦情相談と危害情報を分けるというのは誠に適切だと思います。苦情相談は現在の考え方では、センター機能を維持するために受けるけれども、同じペーパーに経由相談の充実ということが書かれております。1ページの下から2行目です。相談と危害情報が全部混ざってしまうと、直接相談、危害に対する相談を全部国民生活センターがやらなければいけない、対応しなければいけないということになりかねない。これは現実的に機能しない、全く非現実的なので、両者を分けるということは、その意味で適切ではないかというふうに思えます。

それから、ギョーザの事件については、今、形の議論で、どういう形で情報共有化を図るかということをやっておりますけれども、形ができて、ギョーザ事件で提起されているもう一つの問題は、窓口の対応がどうだったか、そこにちゃんとプロフェッショナルがいて、きちっと対応したのかということです。たしか、兵庫県から厚労省に行かなかったのは、現行食品衛生法上問題があるという通知が出されている。したがって、形は、食品衛生法上、県から厚労省に行かなければいけないという条文はちゃんとあるのに、それが機能していないという話です。ですから、ここでまたワンストップとか情報共有化とか、きれいな形をつくっても、それが機能するかどうかというのはまたもう一つ別の問題で、そこもきちっと対応していただきたいということ、これが第2点であります。

第3は、2ページの消費者への情報提供に関して、国民生活センターの方もちゃんと問題意識を持っておられると思いますけれども、いわゆる実名公表という昔からある論点があります。この点ももうちょっと踏み込んで検討していただく必要があるのではないかと。事業者名かつ商品名の公表ということです。これは権力的な措置ということではないので、独法であっても情報を提供するということは、根拠法がなくてもできるはずなんです。ただし、そこがなかなか、信用毀損とか名誉毀損の問題があり、慎重になっているということだと思います。現在の実務でも、振込詐欺については実名公表したこともありますし、かつてはほかの企業についても実名公表していたこともあるし、最近、電動式のベッドなどでもそういうことをやっておられるということですから、そこをもう少しシステマティックにやっていくということも、情報提供のところで検討していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○松本部長 岡田委員。

○岡田委員 苦情と情報を分けるというのは私も賛成です。というのは、今のP I O - N E Tの情報は苦情なのです。苦情の定義が何なのかといったときに、各相談員がいろいろ考えて、これはやはり問題だと思えば苦情で入力していくことは可能です。ところが危険・危害に関するものは苦情ではなくて、単なる問い合わせの中にも問題が潜んでいる場合が少なくありません。そういうものまで今のP I O - N E Tに入っていったらいいかというのと、入っていったらいいかと思いません。ですから、こと危害に関しては、単純な問い合わせであったとしても、国民生活センターに入っていきやすいシステムが必要だと思いません。

それから、相談のことですが、まず国民生活センターにやっていただきたいのは経路相談の充実です。今、事業者は、いわゆる地方の消費生活センター、相談員が少ない消費生活センター、そういうところに対して大変風当たりが強くなっています。中央の消費生活センターにおいては、情報もあれば、相談員もいる、弁護士会とも連携しているということで、そんなに事業者が抵抗しないけれども、地方に行けば、その抵抗がますます強くなっているというふうに思います。この状況は今後も続くと考えられます。そこで国民生活センターの経路相談は地方の消費生活センターにとっては唯一のよりどころであると考えられます。そこで力のある相談員に是非座っていただきたいというふうに思います。

○松本部長 事故情報、危害情報の問題は、3ページ目の2の市場の監視役の方により近い問題かという気がいたします。商品テストの問題もそうですし、ここで監視をして、集まってきた情報を最初の1の相談とか、あるいは情報提供の方に一方でつなげるとともに、次の3で出てきます政策の方にもつないでいくということになるかと思えます。相談から入ってくる情報というのと別に、事故情報、危害情報というのは別のルートからも集めなければならないし、それを市場監視の一環として行う必要があるだろうということになるかなと思いますので、議論の流れからいきまして、2の「市場の監視役としての役割」

という点についてもどうぞ御議論ください。どうぞ。

○沢田委員 すみません。そこに行く前に、1の(3)消費者への情報提供というところで一言申し上げたいことがございます。この機能はとても大切な機能だと思いますし、そのためにこそいろいろな情報を国民生活センターさんのところに集める必要があると私は思います。ただ集めればいいものではないと先ほど申し上げたのはそういう意味で、集まった結果、何をしてくれるのか、集まった情報をどういうふうに活用してくれるのかというところが一番大切なので、事故情報も、一番に集めてくる必要はないかもしれない。例えば、中毒になってしまった人に、国民生活センターさんが、この毒消しがいいよと言えるわけでは多分ないでしょうから、それは別のところで決めてくれる。その情報をいち早く国民、消費者に伝えるというのが国民生活センターさんの役割だとすれば、ここはもっと充実していただく必要があります。そのためには、多分これは今すぐできることだと思いますが、もしかしたらやっていたらいいのかもしれないけれども、毎日ニュースをメールで出したらどうかと思います。これは御提案です。

例えば、コンピュータウイルスに関して、やはり独法のIPAがウイルス情報というのを、これは本当に緊急を要しますので、毎日のようにメールで関係者に送っています。企業のシステム管理担当者など、たくさんの人がそのメールを受け取っています。直接受け取っても意味がわからない人も多いですから、本当に届くべきところにまず送って、そこからクモの巣のようというか、網の目のように情報が伝わっていく形をつくる必要があると思います。国民生活センターさんからのものであれば、各消費生活センター、都道府県、学校という形で伝わっていくのが良いと思います。

毎日これだけPIO-NETの情報が集まっているんですから、ネタは山のようにあると思います。私どもは電子商取引だけに限って1か月50~60件ぐらいの相談を受けているだけですが、そこからでもいろいろ発信したいことは出てきます。また、必ずそれを伝えてくれるメディアをつかまえるとか、そういった工夫の仕方もいろいろできるのではないかなと思います。

以上です。

○松本部会長 今の点につきまして、緊急の情報発信の体制というのはどういうふうになっておりますでしょうか。

○田口国民生活センター理事 情報といたしましては、PIO-NETで集まったもの、あるいは直接、間接に受けた相談などを分析・整理いたしまして、国民生活センターとして情報をまとめた上で広く消費者の方々へ伝えるということです。そのルートといたしましては、記者説明会を通じて行うとか、出版物、テレビ等を使って伝達しております。また、迅速にという観点からは、ホームページにそういう情報を掲載して、ご覧いただくということでやっております。国民生活センターのホームページへのアクセスは、トップページ経由だけでも月20万件程度あり、他の機関に比べかなり多いアクセスがあるという状況になっております。

沢田委員御指摘の P I O - N E T 情報を毎日、新しい情報として、関係方面に送ってはどうかという御意見でございますが、私どもの一番のネックというのは、情報は集まりますが、その情報は個々の消費者の方々が直面したトラブル情報であるわけです。必ずしも真実性なり真実相当性の確認が取れていない情報か業務日一日当たり 4,000 件なり 5,000 件程度が集まるのに対し、P I O - N E T 情報に関する業務を行っている職員はわずかに 10 人程度です。データのチェックとか、各方面からの検索以来への対応などの業務も含め、10 人程度でやっておりますので、毎日大量の情報を分析して、それをある程度確認を取りつつ体外的に出していくというのはマンパワーの面から極めて厳しい状況にあります。P I O - N E T の情報はまさに種々雑多なものがあり、極めて大量の情報の中から毎日一定の件数の情報を対外的に発信していくのは、今のマンパワーを前提にすれば、大変に困難です。

現実に今のマンパワーの中でやっていることは、そういう中から共通性、公益性の高い問題を国民生活センターとしてピックアップして、情報として整理、編集した上で、それを広く消費者に提供すると、そういうやり方であるわけです。相談情報を集めることは今のシステムで相当程度できますが、分析をするにはかなりの専門性を持った人がそれを見て分析をする必要がありますが、今、現実には、そうしたマンパワーはほとんどないというのが実情であります。

○松本部会長 どうぞ。

○吉岡委員 今の点なのですが、センターなり相談を受けた方がすぐに回答できる、情報を提示できる事案と、今、お話のように、そう簡単にはものを申せないよという 2 つがあるんだろうと思うんです。後の方の、情報を受けた後、どうするのかという問題について、私はやはり各専門的な知見を持った組織、省庁を利用することだろう、連携することだろうと思っています。

例の情報公開室のイメージを持ってもらえばわかりやすいのですが、消費者が情報公開を求めて、紙切れ一枚を持って情報公開室へ行くと、情報公開室ではすぐに担当省庁の担当部署の人を呼び出すんです。そして、今、こういう情報が来ているんだけど、この中のどれとどれが欲しいのかというふうにそこで議論して、それで欲しいペーパーをもらってくる。

こういう制度がすごく参考になっていて、例えば、今回のギョーザ問題でも、もし新組織である国民生活センターに 5 件の何かおかしいという情報が寄せられたときに、その情報をつかんだセンターは、すぐに保健所なり、しかるべき専門性を持ったところに、今、こういう 5 件の相談が来ているんだけど、どう思うかというふうに振っていく。そして、そういう専門知見を持った方々の意見を聞いて、事件の重大性を把握していく。別にセンターが自分で判断して意見を述べろというのではなくて、あくまでも情報を集めて、その情報の司令塔としての役割を果たして、また専門的な組織に戻していく。そういう中で連携を取りながら、迅速に解決策を練っていく。それが保健所だけになってしまってい

るから動かないのであって、センターの方も、自分で解決しようというのではなくて、入ってきた情報をもう一回個々の組織に戻して意見を求めると、そういうふうになれば、余り費用もかけずに楽にできるのではないかというふうに思います。

○松本部長 早川委員。

○早川委員 同じようなことかもしれませんが、企業などの場合は、お客様から情報が入ってくる場所は1か所で集めています。内容によっては、企業によりけりですが、食べ物だとか、車だとか、家電製品などで、健康に被害のあるような企業ですと、当然ながら危害情報も、相談も、苦情も含めた、いろんなものが全部入ってくるわけです。危害情報的なものであれば、1件であっても、こういうことはあるか、ないかということはずぐ企業の中で一番の関係のあるところに戻して、検査をするなり、情報をもらったりして、答えていくということがあるのです。

それと、もう一つ、情報がたくさんあって、マンパワーが足りないというのであれば、先ほどからおっしゃってらっしゃるように、国民生活センターが今後どうあってほしいのかということで、まず人の確保と、受ける人と、もらった情報を分析、解析して、今度は受信したものを発信していく、その発信の場はどこであるかということまできちっとわかるような、そういう人たちと分けた窓口が必要なのではないかなという気がします。

10人で4,000件というのはすごいなと思います。とてもではないけれども、相談もできないのではないかと思います。今、私がかかわっているところだと、1日に80件ぐらいです。それでやはり12~13名で聞いております。この間のようにギョーザ問題が入ってきますと、一挙に10倍ぐらいに膨れ上がります。4,000件を10人で、しかも、いろんなことをやるというのは無理だと思いますから、1つは、そういうセクションの拡大、それから、受ける方と分析するのと発信する、そこのところを区別をしながらやっていけるような方法を考えていただいたらいいのではないかなというふうな気がいたします。

○松本部長 三木委員。

○三木委員 今、吉岡委員や早川委員がおっしゃったことに関連したことを私も少し考えておまして、ペーパーの2ページの下に、分析力の強化が必要ではないかとか、関連の深い業界等に関する分析も必要ではないかというような記述がありますが、これが何を意味しているのかなとずっと考えていたのですけれども、分析を頑張りなさいという趣旨なのか、それとも、もう少し踏み込んだ意味があるのか。今、早川委員がおっしゃったように、あるべき姿ということで考えると、やはり何らかの組織とか人員の拡充というものも考えてくる可能性があるのではないかと。人や予算を増やすということは難しいことではあると思いますが、私も国民生活センターの内部のことを必ずしもつまびらかに知っているわけではありませんが、外から見ておきますと、日本の中核的な消費者のための組織というにしてはやや貧弱ではないか。

何が貧弱かという、調査とか研究とか分析のための組織とか人員とか、勿論、商品テストの設備はありますが、そういう意味ではなくて、もっと総合的な、研究所をつくれと

言っているわけではありませんけれども、大げさに言えば、研究所のようなものです。現在の消費者問題というのは、私が申すまでもなく、極めて複雑、多様化しておりまして、一方で自然科学的な知見が必要であつたりしますし、新しくあらわれてくる取引手法、ITの知識、国際の問題、あるいは法律知識も要ると思います。法律も日々変わっておりまして、なかなか専門家でも追い切れない。こういった複雑な問題が多様に絡み合っているのが消費者問題だと思います。したがって、内部にある程度専門性のあるスタッフとか組織をつくる必要があるのではないかと。勿論、先ほど吉岡委員がおっしゃったように、外部の官庁に投げるといっても併せて結構だろうと思いますけれども、それだけで足りるのか。

それから、先ほどP I O - N E Tの話も出まして、田口理事の方から、寄せられたものを受け付けるだけで手いっぱいだというようなお話で、現状の人員では本当にそうだと思います。しかし、P I O - N E T情報を分析して、その中から取捨したり整理して外部に発信したり、政策提言に生かすというようなスタッフ組織のようなものも、あればあるにこしたことはないというようなことで、そういったものを含めた、広い意味での研究、調査、分析のための組織、または人員というようなことを考える必要があるのではないかと。思います。

○松本部会長 水巻委員。

○水巻委員 人員が少ないという指摘ですけれども、では、人員を増員すればうまくいくのか。その点が大事だと思います。専門的な知識を持った、また実践をしている人たちを集めないとうまくいかない。そうすると、センターに各省庁の担当者を全部集めて、役割分担を明確にして、その上で統括する人がいて、また横には分析する人がいて、そういうような組織形態を真剣に考えないと、前へ進まないのではないかなという気が私はいたします。

○松本部会長 では、齋藤委員。

○齋藤（憲）委員 今のお話を伺っていて、ジャストアイデアなのですからけれども、こういうことが考えられたらいいなということで申し上げます。お客様のクレームというのは、新しい、次の何かを生み出すための宝物になるわけです。それを踏まえて、何かが新しくなり、次のステップに行けば、必ずいいものができ上がる。これは商品でもそうだし、社会の仕組みでもそうだと思います。先ほどありましたけれども、例えば、人手が足りないのであれば、データの持ち方とかインプットの仕方を工夫し、検索してヒットするようにして、同種のことについて、長崎であった事実が東京でもあるのかを知ることができれば、それだけ人手は少なくとも済む。重点的にヒット数の多いところについて分析しようということも、考えればできるかもしれない。そういういろんな仕掛けを考えていけば、新しいものが生まれてくるような気がします。是非これは集約するメリットとして打ち出していけば、と思いました。

○松本部会長 岡田委員。

○岡田委員 現場にいる人間としましても、P I O - N E Tの情報についてはただデータ

をずらずら並べるのではなくて、こういう傾向があるとか、分析結果がこうだとか、集約というのでしょうか、それをしていただければ、ありがたいです。なぜかといいますと、相談現場で、例えば、ある事業者に関して調べたいなと思っても、P I O - N E Tは量が多くて使えないのです。ですから、地方自治体の、東京都であればメコニスの方を使うこととなります。他の自治体もそうではないでしょうか。苦情処理には件数よりも、傾向を知りたいのです。

国民生活センターにはP I O - N E Tのデータを使って、傾向とか集約した結果とかを定期的にまとめて発表していただくというのも希望します。今、消費者関連の法律改正が頻繁に行われますが、その場合に国民生活センターのデータが必ず起用されます。私もそんな場面に遭遇しますが、国民生活センターの職員の方はデータ及び傾向、そして代表的な事例を大変明快に説明されます。先ほど来、人員が少ないことが何回となく出ていますが、今でも立派にやっているのではないのでしょうか。ですが、そのような仕事が多くはできないというのであれば、先ほど出ましたが各省庁からそのために出向する形で、専門、専門で分析するというのは、いいアイデアだなというふうに思います。

それから、P I O - N E T以外に、意外と皆さんが御存じないのが、「マル急」という情報です。これは内部だけで使う情報ですが、各センターで、これから大きな問題になりそうだとか、こういう動きが出てきたといったときに、別個で緊急に国民生活センターへ送り込む情報なのですが、これも国民生活センターとしては、ただ全国のセンターに発表しているというか、「マル急」という形で出しているだけで、活用なさっていないような気がします。あの中に結構重要な情報が入っているというふうに思いますので、そちらにも目を向けていただきたいと思います。

○松本部長 どうぞ。

○田口国民生活センター理事 若干補足をさせていただきますと、先ほどマンパワーの制約について強調したために、活用の面がほとんどされていないというふうに誤解を招いたかもしれませんが、現在のP I O - N E T情報については、我々も人員等の制約がある中で最大限活用に努めております。

今、岡田委員のおっしゃられた活用・分析ということに関連して、これは中央省庁、警察、弁護士会、あるいはマスコミ等も含めまして、いろいろな情報について検索の依頼がございまして、例えば、中央省庁が行政処分等を検討するに当たって、当該事業者についての全国の苦情相談情報はどうなっているかというような検索依頼がございまして、こういったものは年間3,000件ぐらい対応しております。また、弁護士会などからの法令に基づく照会やマスコミ等からの御依頼、あるいは証券取引所などの機関からの依頼等も含めまして、年間5,000~6,000件の検索依頼に対して、当センターで検索をして、その結果を提供しているということで、そういう依頼に応じる情報提供は、今の限られた人員の中で最大限対応させていただいています。それから、情報公開というお話もございましたが、私ども国民生活センターへの情報公開請求は、独立行政法人としては格段に多い年間800件

ぐらいの請求を受けて、情報開示を行っております。

こういった形で、依頼に応じる情報提供は最大限やっているわけですが、今、何が欠けているかというところ、国民生活センター自ら分析し、必要な情報をタイムリーに、能動的に提供していく、この面が非常に限定的ではないかということだと思います。

ただ、現在の限られた人員ではございますが、最近、こういう新たな問題が生じているといったものについては、できるだけ速やかに整理をして、マスコミへの説明会等を通じて情報提供を行っております。私どもの記者説明会を通じてマスコミから情報提供される情報は非常に件数も多くなっておりまして、ちなみに主要紙で国民生活センターの情報が使われている記事は年間 500 件ぐらいにのぼっております。

こういう形で月 1 回ないし 2 回の記者説明会を通じて情報提供するということに加えて、新しく起こってきた問題などを国民生活センターがセンサーのようにキャッチをして、それをタイムリーに情報提供していく仕掛けをどういうふうにつくっていくかということが今、一番頭をめぐらせているところです。そのためには何かツールのようなものが必要だということで、今、私どもが考えておりますのは、早期警戒指標というものです。ある特定の指標で、その網に引っかかってくるものを常時ウォッチして速やかに警戒情報を提供していく。消費者等に対してアラームを出すべき案件を主体的にキャッチできる指標を整備して、それを能動的に広く消費者に提供していくことを考えておりまして、新年度からそのための指標づくりに着手しようと考えております。

それから、「マル急」に関する御指摘をいただきました。これは「消費生活相談緊急情報」ということで、P I O - N E T で集まってくる情報、あるいは国民生活センターで相談として受けた情報の中で、この事業者については非常に勧誘等に問題がありますね、あるいは消費者とのトラブルが非常に増えていきますねと、そういったものについて、事業者名を含めて情報をまとめまして、各地の消費生活センターに毎月、冊子にして送っております。また、電子情報としても送付をしているところでございます。

これは、相談に応じる側の情報として非常に便利に使われている、非常にニーズの高いものでございます。毎月情報を整理、とりまとめておりますので、相談員の方々がかたわらに置いてご活用いただいているものでございますが、この内容は、実はかなり踏み込んだものとなっております。

したがって、直ちに対外的に公表するというわけには、なかなかいきません。といいますのは、先ほど山本委員からも御指摘のありましたように、実名を含めて情報提供するには、真実性、あるいは真実相当性を確認した上で、かつ一定のデュープロセスを踏んだ上で行わなければいけない。P I O - N E T 情報、相談情報は基本的に消費者の申出情報ですから、それをそのまま右から左に出すわけにはいかない。ただ、それを相談の現場ではできるだけ活用していただくということで、この「マル急」情報というのを作って、各地センターにお送りをしている。現在は月 1 回で行っておりますが、新年度以降、月 2 回を目指して、より頻度を高めていこうというふうに考えております。

更に、その先の話として申し上げれば、より広く一般の消費者の方々へ提供する情報についても、必要があれば事業者名も含めて積極的に提供していかなければいけない。消費者の方々が一番身近に認識するのは、事業者名が入った情報、どこの会社の契約なり製品が問題なのかと、そこのところに踏み込んだ情報を国民生活センターとして積極的に提供していかなければいけないというのは私どもも考えております。真実性の確認なり、デュープロセスを必要な範囲で担保した上で、積極的に実名も含めた情報を今後提供していこうということで、内部の情報提供規程についても今般改定を行うなど体制の準備を進めております。

特に、安全に関する情報はより積極的に踏み込んで、事業者名も含めて提供するということで、去る12月には電動リクライニングベッドについて、販売事業者の名前等も含めて提供しております。また、コンニャク入りゼリーのような問題ですと、事故が起こった製品の製造者名、あるいは販売者名も実名で提供しております。いろいろ制約はありますが、前向きに事業者名公表も含めて行っていこうというふうに考えております。

○松本部会長 ありがとうございます。

では、西村委員。

○西村委員 今までと若干異なった点になるかもしれませんが、2ページの消費者への情報提供に関するところであります。これから国民生活センターがより強化されていくというのは望ましい方向だというふうに理解していますが、その基になる各地の消費生活センターに寄せられる情報というのは、よく言われることですが、数%で、なかなか相談に行かない方たちが大勢いるわけです。それはまだまだ消費者としての力が弱いという現実が日本社会にはあるわけで、そういう意味では、消費者力などという言葉もよく言われますけれども、これから団体訴権なりADRなりということができていくということになれば、なおさら消費者としての力量をつけていく必要がある。

そういうふうに考えたときに、(3)の消費者教育の充実、あるいは3つ目の○の消費者の自立支援というところに関して、単純に書けばこういうことだとは思いますが、今も各省庁が、食品の安全であるとか、金融取引の安全であるとか、製品安全であるとか、さまざまな形で消費者教育活動をやっている。そういう情報もどこかで、消費者教育機能の一元化といたらいいのか、ちょっと言葉が熟していないのですが、そういったことをもしどこかで担うとしたら、やはり国民生活センターしかないと考えるんです。確かに現在、内閣府が国の消費者教育の体系化事業をやって、ポータルサイトをつくられたりしていますけれども、そういったことを的確に流していく道筋をつけていくというのは国民生活センターの役割なのだろうなというふうに思っています。

それから、これは三木委員もおっしゃったので、重なってしまいますが、国民生活センター独自の調査研究という部分ですが、せんだっての会議のときにも韓国消費者院の院長さんがお見えになって、240人ということで、人的にも日本の国民生活センターの倍です。そういうことだからできるということもあるかもしれませんが、もともと国民生活

センターには調査研究部というのがあって、私も若いころ、よく調査研究部のお世話になりました。そういった、シンクタンクというところまでは行くかどうかわかりませんが、消費生活にかかわるあらゆるデータが集まるというところがございますので、そこからの分析・発信というのは非常に貴重だというふうに考えております。

以上でございます。

○松本部長 佐野委員。

○佐野委員 先ほど御説明のあった企業名を含めた公表というのは是非積極的にお願いします。コンニャクゼリーのときも非常に公表が遅かった。ですから、是非積極的に行ってください。

それから、(2)の一番最後のところの商品テストについてちょっと発言したいと思います。商品テストといってもいろいろあります。商品比較テストとか、原因究明とか、問題提起型テスト、いろいろあると思うのですが、是非、国民生活センターの中で自ら行っていただきたい。外部で連携を取りながらということもあると思いますが、もしテストを国民生活センターが企画立案するのであったら、内部でやっていただきたい。外でやったときに、一体だれがそれを評価するのか、どういう形で公表するのかというのがちょっとよくわからないので、そのところは、私は国民生活センターに商品テストの機能の充実を強化していただきたいと思います。

○松本部長 商品テストについて、ほかに御意見ございませんでしょうか。齋藤委員。

○齋藤(憲)委員 質問ですが、商品テストというのはどの範囲の商品テストをイメージされておられるのでしょうか。日本中に商品がたくさんありますけれども、膨大な設備が要るようなイメージなののでしょうか。

○佐野委員 できる限りやっていただきたい。勿論、車などは無理だと思いますけれども、例えば、コンニャクゼリー、つい最近ではチョコレートをおやりになっています。チョコレートはもうちょっと早く公表していただければ、バレンタインに間に合ったかな、なんて思ったりもしているんですが、そういう細かな、消費者に身近なテストというものを是非していただきたい。

あと、原因究明テストは、事故情報の一元化をどこでやるかということによって、違ってくると思います。国民生活センターでやるかどうかというのは1つの課題ですが、私はできる限り、企画立案をするならばセンター中で実行していただきたいと思います。

○松本部長 岡田委員。

○岡田委員 私も商品テストを実際にやっていただきたいというのは同じです。ただ家電製品などはどうしてもNITEの方をお願いすることになります。それ以外のもっと小さな、今おっしゃったようなものに関しては国民生活センターをお願いしてみますが、写真を送ってくれとか、経過をペーパーにしてくださいとか、テストに行くまでが時間と手間がかかります。できたら、そういうのがあったときに、写真とか何とかではなくて、現場へ来ていただいて、その上で判断していただければ、もっと早いのかなと思います。受け

るか否かについて、早くお返事をいただきたいというふうに思います。現実、N I T Eは来てくれます。現場を見て、場合によっては商品を引き上げてくれることもありますので、その意味で、国民生活センターも是非、現場へ来ていただく体制を取っていただいて、テストを積極的にやっていただきたいと思います。

○松本部会長 どうぞ。

○田口国民生活センター理事 商品テストについて何点か御指摘をいただきましたので、現状について少し御説明をさせていただきたいと思います。商品テストにつきまして、昨年、整理合理化計画を作る過程で、何でも外部に丸投げをするかのような誤解が生じたのではないかと思います。私どもは今後とも必要な商品テストはしっかりとやっていこうと思っております。

特に私どもの商品テストで力を入れたいと思っておりますのは、暮らしの中の危害・危険と言いますか、その商品自体の特性としてどんな危険があるのかというよりも、生活の中で思わぬところでけがをされるといったような、生活パターンと組み合わせると非常に危ない面がある。そういうものを具体的にピックアップして、消費者の方にわかりやすい形で提供する、そうした、いわば生活実体に即した商品テストを積極的に行っていこうと思っております。こうした商品テストは、国民生活センター自身が実施するのが基本になると思います。

ただ、国民生活センターの商品テスト部で、商品テストの実施に直接携わっております職員は20人弱に過ぎませんので、実施できるのはおのずと限界があります。このため、規格・基準に基づきテスト方法が定型的に決まっているようなもの、あるいは専門性の高いテストなどについては、他の試験研究機関等に外部委託をする、あるいは連携を取ってやっていくということを考えております。しかし、冒頭申し上げましたように、生活実体に即した商品テストをどんな形でやっていくのか、そういう企画立案業務は全体として強化をしていきたいと思っております。

それから、事故等が起こった場合の原因究明を求める御依頼は、各地の消費生活センター等から非常に数多く国民生活センターに寄せられております。年間で100件を超える原因究明テストの依頼が来ておりますが、何分にも20人弱の職員で、これらの原因究明と、より幅広い銘柄横断的なテストを行っておりますので、こういう中で原因究明の御依頼に応じられるものは、現状ではその半分の50件程度にとどまっております。各地センターからは、多くの御依頼を受けるのですが、なかなかマンパワーの面で限界があり、一般性、公共性のある案件に重点を置いて対応せざるを得ない状況にあります。

もちろん、このままでいいということでは決してございませんので、原因究明テストについても、できるだけ強化をしていこうということで、現在の件数は50件台でございますが、今後さらに増やしていければと考えております。

そういう中で、他機関との連携も積極的に行っていこうということで、岡田委員御指摘のN I T Eについても、工業品についてはお互いに得意分野がありますので、役割分担を

して、機動的に対応していこうと思っております。そこで、N I T Eとは先般、商品テストなどに関する連携方策について合意をいたしました。今後この合意に沿って、N I T Eの担当者と連絡を取り合って速やかに対応していくと、そういう体制を取っております。

それから、重大な危害事案が起こったときに、速やかに事故の確認をして、第一報的情報を提供するというのは、私ども国民生活センターの重要な役割であると思っておりますので、一昨年以来、危害情報室という専門の部署をつくり対応しております。ここは、特にスピードを重視するということで、必要があれば即座に現地にも赴いて対応しているところでございます。先般公表いたしました電動リクライニングベッドの事故につきましても、情報を入手した後、現場も確認し、速やかに公表し情報を提供しました。また、コンニャク入りゼリーによる窒息事故についても、情報を寄せられた方のところへ私どもの担当者が出向いて事故の確認等をさせていただいています。人員に限られた中ではありますが、緊急性の強い案件についてはできる限り機動的な対応に努めております。

○松本部長 3 ページ目の3の法執行との連携とか、あるいは政策立案への反映といった点についてもどうぞ御意見をお出しください。吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと戻るようで恐縮ですが、今の商品テストの話を一言。今の話では、担当者が20名で年間50件というお話でした。例えば、1人が1か月に1件やったとしても12件ですから、20人いると200何件ができるはずです。私たちの例えをすると恐縮ですけれども、1人の弁護士が50件から100件抱えている、それで裁判を回しているということからすると、20名いて年間50件というのはどうしたことかというのがあります。それは難しい問題がいろいろあるのだろうから、なかなか件数が上がらないというのもあるんだけれども、20人のスタッフが有効に商品テストをやっているという仕組みをもう少し工夫する必要があるのではないかと。20人で年間50件の意見しか出せないというのはどういうことなのか。先ほどから商品テストをもっと充実してほしいというのは、国民生活センターの中立、公正さを期待する消費者の声だろうと思えます。しかし、だからといって国民生活センターに全部やれというふうに言っているつもりではないわけで、専門的知見を持っている部署と国民生活センターとがどううまくマッチして、それで効果的な、国民の信頼に応えられるような公正、中立な結論を出すということをしたらいいかという、そのところの工夫ができていないのではないかと。

裁判所に例えてみるとあれですけれども、裁判官などというのは全くそれぞれの問題では素人なのに、ちゃんと判決を書いているわけで、それには専門家の意見を聞いて、自分自身で判断を下している。その判断には国民は従っている。ある意味では国民生活センターの商品テスト部門というのは、そういう裁判官役を国民は期待しているのではないかと。正確にどうだこうだということまで言うつもりはないですけれども、ほかの専門家とうまく連携しながら公正、中立さを導き出すような手法を考えるべきではないかという辺り、今後議論していただければと思います。

○田口国民生活センター理事 私の説明がちょっと不十分で恐縮でございました。商品テ

ストといっしょくたに申し上げましたが、正確に申しますと、問題提起型のテストと原因究明型テストの2種類があります。原因究明テストというのは、ある製品で事故等があり、その原因は何かと、個別に消費生活センター等から寄せられるものについてテストをするもので、これは年間50件ぐらいやっております。

他方、問題提起型テストは、現在は毎月1本程度を公表しておりますが、これは当該事故品に限らず、例えば、シュレッダーの案件でありますと、10社強ぐらいのもので、かつ、いろいろな銘柄のもの、10数銘柄について、安全性とか、性能、表示、その他の調査項目を設定して、横断的にテストをしております。こうした問題提起型テストにつきましては、1件のテストをするのに多数の銘柄、多数の調査項目をテストする必要がありますので、1件を実施するのに3か月、4か月、そういうタームで、かつ、複数のテスト職員がそれに携わっております。これについては結果を月々の記者説明会で資料としてまとめて発表しておりますし、また、月刊誌の「たしかな目」、あるいはテレビ等を通じて広く情報提供をしています。ちなみに、今月は、先ほど御指摘のありました高カカオをうたったチョコレートと電動リクライニングベッドについて公表しております。

商品テスト部職員20名と申し上げましたが、正確に申し上げますと、実際にテスト業務に携わっておりますのは17～18人であり、2～3人がチームを組んで問題提起型テストに取り組むと同時に、各地から毎月寄せられる原因究明テストについては、一人ひとりが、それぞれ何件かずつを持って対応しています。それらを合わせて60件程度のテストをこなしているという状況でございます。

○松本部会長 佐野委員。

○佐野委員 私はもう一つ、商品比較テストがあると思うんですが、それはもう一切おやりになっていないのですか。

○田口国民生活センター理事 従来、比較テストと言っていたものが、今の問題提起型テストにはほぼ対応するかと思います。複数の銘柄、複数の事業者の商品について、幾つかの切り口から横断的にテストを行い、その結果をまとめて記者発表し、また出版物等で広報を行うと、こういうものが年間12件、月1件ぐらいのオーダーで行っているということでございます。

○松本部会長 どうぞ、法執行とか政策等も含めまして。山本委員。

○山本委員 もうまとめやっちゃっていいですか。時間の関係もあるので。3だけじゃなくて。

○松本部会長 どうぞ。

○山本委員 冒頭の発言で言いかけましたけれども、新組織が法執行機能を持つ場合、国民生活センターが立入調査権限等の法執行機能を担うことも考えられるのではないかと資料のペーパーで問いかけられています。考えられると当然思います。ただし、これは、部長もおっしゃるように前提がありますので、前提によってかなり変わってくるであろうと思います。

それから、独法のみでできるのかなという疑問があります。また、国民生活センターは、もともとは特殊法人という形態からスタートしておりますので、非公務員型の独法であります。立入調査権限ということになりますと、公権力の行使に当たるということなので、職員の身分は公務員でなくてよいのかといった問題が出てくるような感じがいたします。ですから、組織論は立ち入るなということではありますが、やはりこれはそういうこととセットにして議論しなければいけない問題ではなからうかと思えます。

次に、被害救済機能強化であります。私はもともと国民生活センターは団体訴権の主役になるべきだという意見でありまして、5～6年前にこの部会であったと思いますが、21世紀型消費者政策の在り方を議論した際にもそういうことを述べた記憶がありますけれども、余り取り上げられず今日に至っているわけであります。父権訴訟制度の導入というのは、片や団体訴権は民事訴訟、父権訴訟というのは日本で言ったらどうなるのか、ちょっとわかりませんが、しかし、少なくとも機能的にかなり類似のものなので、可能性があるなら検討してみたらいかかなというふうに思います。

また、違法収益の吐き出し制度につきましても、組織犯罪処罰法、あるいはその関連法規で一部類似の制度はありますが、まだ限られた分野のみの制度です。現実の制度の立案設計を考えると、非常に容易ならざる課題だというふうには思います。しかし、これも検討する価値は大いにあるというふうに考えております。

あと、全般的に、今回、国民生活センターのあるべき姿いかんということで議論していますが、ここに盛り込まれていることを実施していくに当たっては、やはり相当広汎な法改正、膨大な作業が必要になってくると思います。それを実現するためには、国民生活局自体の体制充実ということが当然必要になってくるであろう。既に現在、消費者政策の調整機能のほか、消費者契約法などを含む一般的な消費者政策の企画立案、それから、個人情報問題だったり、NPOの問題だったり、かなり限界を超えているのではないかと思いますので、もしこういうことをやるならば、生活局の体制充実が当然必要になってくるであろうということも付言しておきたいと思えます。これは消費者行政推進会議のメンバーかもしれませんけれども、一言付け加えさせていただきました。

以上です。

○松本部長 どうぞ、三木委員。

○三木委員 4の「被害救済機能の強化」のところですが、私、個人的には、父権訴訟や違法収益の吐き出し制度というのは我が国でも早晚、本格的に議論をしなければいけない課題だろうと思っております。ただ、ここでのこういう出し方がやや唐突であり、かつ、父権訴訟と違法収益の吐き出しを並列に並べるのもどうかという気もしたりして、若干違和感を感じるころではあります。

先ほど齋藤委員がおっしゃったように、こういう言葉で何を意味するのか、定義が必要でして、それをせずに議論すると、議論しても結構なのですけれども、何か議論して、やりましょうとか、望ましくないとかいったときに、各々が違ったものをイメージして議論

していることになる、あるいは、結局、何もイメージする核がないということでは、幻を議論しているようなことになりまますので、慎重に扱う必要があるという気がいたします。

父権訴訟というのは基本的には英米法の制度で、違法収益の吐き出しというのは、どちらかという大陸法の制度ですけれども、父権訴訟という場合には、差止訴訟と違法収益の吐き出しを含む金銭訴訟の両方を含むわけですね。差止訴訟に関しては、国や公共団体、あるいは国に準ずる機関が原告になる制度というのは、英米法、大陸法を通じて、かなりの国が採用しているわけです。

それに対して、違法収益の吐き出しというのは、まだ持っている国は比較法的にも非常に少なく、制度構築を議論しようとする、これは1年や2年で収まるかどうかかわからないし、齋藤委員はメンバーの問題もおっしゃいましたけれども、相当専門家を入れてやらないといけません。例えば、課徴金との関係だけ取ってみても、違法収益の吐き出し制度がもし本格的につくられるとなると、現在の課徴金制度と並列できるのかどうかは極めて疑問でして、場合によっては課徴金制度の廃止というようなことまでかかってくるわけです。勿論、吐き出したお金をどういうふうにするのかという問題、単純に国庫に入れる仕組みがあれば、消費者問題に限って、特定の公益団体等に寄附するような制度もありますし、これは議論したら、ある意味で切りがない。

こういうことを議論するのであれば、よりハードルの低いというか、まず差止訴訟を国民生活センターが原告となって担うということから、あるいはここを考えるべきであって、それすらできない場合に、更にその上のいわゆる金銭の父権訴訟とか、違法収益の吐き出し制度というのは、これはホップ・ステップを飛ばして、いきなりジャンプをするような話になる。差止めに限っても、ここで議論がどこまでできるのかよくわかりません。

山本委員がおっしゃったように、団体訴訟制度を導入するときに、国民生活センターも適格団体と並んで原告適格を要するかという話は若干あったわけですね。しかし、あつという間に消えてしまったし、私の記憶が正しければ、当時の国民生活センター自身がそれを嫌がっておられたとか、そういうことを担う気はないというような御返答だったように記憶しております。ですから、そういったところすら、今でもやれない、やる気がないということであれば、それを更に進んで、本格的な父権訴訟とか、違法収益の吐き出しというのはちょっと話が遠い。

それ以前に、先ほど言いましたように、これは軽々に議論はしにくい。先ほど部会長が、ほかのテーマも仮定を置いて、何か仮定が実現したらどうなるかという議論をしておっしゃいました。しかし、4番に関しては、仮定を置くこと自体が難しいわけで、仮定にはかなりのバラエティーというか、かなりのバリエーションがありまして、どういう仮定を置くかによって後の話が違って来るので、仮定自体が置きにくいという面がある。私は反対しているわけではないけれども、そういう問題があるということです。

それから、3の法執行との関係は、抽象的なあれですけれども、先ほども少し申しましたように、韓国の消費者院の法律を見ると、35条1項1号で「消費者の権益に係わる制度

と政策の研究及び建議」というのがあって、これは実際に韓国でどういう運用をされているかは存じませんが、条文だけを見ると、政策の研究と建議が第1号に来ているわけですね。

日本の方は、国民生活センター法も今、手元になくて、よくわからないのですけれども、もし日本の国民生活センター法にこのような権限規定がないとすれば、こういうことは勿論、研究、建議ということですから、法律の裏づけがなくてもできること、仮に現在、日本に法律がなくても、やろうと思えばできることかもしれませんけれども、しかし、裏づけがあった方がやりやすいだろうというようなことで、こういうこと法律の裏づけ。

それから、建議はできますけれども、研究ということになると、先ほどちょっと言いましたように、研究のための人員とか組織とかが今以上に充実していないと難しい面もあるのではないかとこの点を申し上げておきたいと思えます。

○松本部会長 多分、4については、書き方がちょっとまずかったかなと私自身も思います。父権訴訟制度を導入すべきかどうかというのは非常に大きな課題だから、恐らく今ここでやるべきものではなくて、同じく違法収益もそうだし、課徴金もそうです。たとえ、その種の制度を導入すべきだという意見が多数だとしても、では、どこが担うかというのはまた次のステップの議論になりますから、ここで主として議論していただきたいのは、韓国消費者院の業務の35条1項5号「消費者の不満処理及び被害救済」という、被害救済という部分に対応して、もっと国民生活センターが積極的に被害救済に関与できるような機能を与えるべきではないかということです。もしそうすべきだということになるならば、国民生活センターが当事者として裁判を起こせるようなこともあってもいいのではないかと、そういう観点です。

○三木委員 そういうことであれば、先ほどの繰り返しになりますけれども、現在の仕組みの上に立ってできることとしては、既に導入されており、これからも導入されていく団体訴訟制度の原告団体の1つとして考えてはどうかというのが意見です。

○松本部会長 では、先に沢田委員。

○沢田委員 今のお話は全くおっしゃるとおりだと思います。遠大な構想だと思いますし、軽々に議論できることでもないのです。私はむしろ4の話は、政策立案に向けた分析力の強化というところに結び付けて考えたいと思えます。先ほども申し上げました情報の活用という意味では、3つぐらいフェーズが考えられます。1つはマクロデータですね、全体の傾向の分析。2つ目が事業者名も含めた緊急情報の公表。3つ目はミクロだと思えます。一つひとつの苦情がどんな経過をたどっていくか、消費者センター等が入った場合に、どこまではやれて、どこで限界に達するかということの舐めるように追っていただくというのも機能の1つかと思えます。

そうやって考えたときに、恐らく今の日本の消費者保護制度の中で欠けている部分がこの民事救済のところではないかと私は思っています。そういった政策提言のようなもの。そういう仕組みが必要だといったようなことを国民生活センターの方から、情報を持って

いる立場から声を上げていただくというふうに考えていただきたいなと思いました。

以上です。

○松本部会長 どうぞ、岡田委員。

○岡田委員 5の「消費生活センター等とのネットワークの中核的な機関」ですが、今、国民生活センターと全国の消費生活センターとの連携という点、P I O - N E Tは別として、あとは研修ぐらいなのです。研修は大変回数が多く、中身もすごく充実してまして、3日間ぐらいのものあれば、1日、2日というのもあります。昔の研修では、参加者間の意見交換の場があって、それが相談員にとっては役に立ちました。今は専ら研修の科目をクリアするので精いっぱいという感じですし、最近では地方でも研修を実施されているので、研修の効果は充実しているように思います。でも意見交換の方も充実させていただきたいと思います。

あと、できるかできないかわからないのですが、地方と国民生活センターの相談員の交換というのでしょうか、国民生活センターの相談員が地方に出向するとか、地方の相談員が国民生活センターに出向するとか、何かそういうことがあることによって、地方の相談員は地元に戻ったときに国民生活センターでの経験が活用できるし、国民生活センターの相談員は地方の状況がわかるという効果が期待できます。そういうことも是非検討していただければ、もっとパイプが太くなるのではないかと考えます。

厳しいことを申し上げるようですが、地方のセンターは国民生活センターをよりどころにしたいのに、その期待に国民センターは答えていないということを聞くことが多くなりました。地方が何を期待しているかを是非綿密に調査していただきたいのです。

国民生活センターにとって地方の消費生活センターはいわば手であり足であります。地方の消費生活センターを有効に活用するためにも、地方の消費生活センターが充実することが必要です。また、消費生活センターが充実するためには、国民生活センターが充実することではないでしょうか。

○松本部会長 吉岡委員。

○吉岡委員 4の被害救済の件なのですが、今、部会長はちょっとトーンダウンしたような話をされていましたが、弁護士のサイドから言うと、是非この父権訴訟と違法利益吐き出しなどを含む被害救済のための役割を担う組織をつくっていただきたい。1つは、少額事件のときには言うまでもなく、例えば、30万の被害に遭ったときに、弁護士に相談に行ったら30万よこせと言われてしまった。これではそもそも訴えも起こせない。

一方、多額の、例えば1,000万を悪徳商法でだまされたというときに、裁判をやって1,000万を仮に回収できたとしても、いつも我々弁護士が忸怩たる思いというのか、疑問に感じるのは、今、悪徳会社から払われたこの1,000万はどこから出てきた1,000万なのだろうと考えると、新たな被害を生み出して、Aさんに払う1,000万はBさんからだまし取ったお金が回っていく。私たち弁護士としては、そういう悪徳商法をつぶしていかなければいけないという社会的使命を持っているときに、対依頼者との関係では、依頼者のため

に抜け駆け的に被害救済を図らなければいけないという、そういう矛盾を抱えながら裁判をやっていないといけないのです。

どうしたらいいのかというと、やはり悪徳商法は早目につぶす。早目につぶしたときに、悪徳商法が持っている資産を平等に被害者に分配する。その被害分配が2割であろうが5割であろうが、それが一番正しい解決なのではないか。それが気のきいた人だけ、つまり、弁護士にルートを持っている人だけが抜け駆け的に被害救済されて、そうでない人たちは被害回復がゼロだと、こういうふうになってしまう問題をどう処理していったらいいのだろうか、解決していったらいいのだろうかというときに、こういう父権訴訟みたいなものがある、それから、違法吐き出しがあって、もっとその手前では資産を凍結する権限を持たせて、それをつぶして、みんなに公平に分配していくと、こういう制度が是非欲しいわけです。大型事件の場合には弁護士を頼めるからいいのではないかとではなくて、大型事件でも、それはかえって不公平な処理になってしまうということ。それから、そもそも弁護士に頼んだり、訴えを起こしたりする声を上げる消費者というのはごくまれであるということです。それが被害拡大につながってしまうという観点からすると、4の書き方で私はいいのではないかと考えています。

○松本部会長　そういう制度が必要かどうかというのは十分議論する余地があると思いますし、私自身も個人的には必要だと思いますが、その上で、担い手としてどこがいいのかというのはもう一つ別の議論であろう。公正取引委員会がやるべきだという考えもあるだろうし、適格消費者団体にやらせてもいいのではないかと、国民生活センターでもいいのではないかと、ほかにも考えられるかもしれないという形ですから、議論としては2段階になるのではないかとということです。1段階で議論しようと思うと、今までの国民生活センターは相談とかはやっている。情報提供もやっている。それで今度、ADRはやる、これはしかし、第三者的な立場でやる。もう少し当事者的な感じで関与して、救済ができるような機能も与えた方がいいのではないかとというふうに問題をやや一般化すれば、この論点には乗りやすいのではないかとということで、当事者として救済に関与できるやり方として、では、どういふのがあるだろうかねという感じで議論をしていただければと思います。

あと、国際的な連携などというのも4ページで残ってしまっていて、沢田委員から、先ほど一言ありましたが、どうぞ。

○沢田委員　「国際会議への出席」というのは、余りにシャビーな目標ではないかと、あんまりではないかと思っただけです。国際的な連携は当然必要ですが、そのために何をすべきか、もう少し欲しいなというところでございます。

以上です。

○佐野委員　質問なのですが、国民生活センターはCIから抜けました。なぜ抜けてしまったのかという理由を以前も伺ったことがあるのですけれども、明確なお答えをいただけなかった。それを知りたいのと、ICPENというところに今、入っていらっしゃるのですが、私が知っている限りでは、ほかの国内の機関も参加しているとのこと。できた

ら、国民生活センターは消費者のために、C Iの方に入っただいて、もっといろいろな海外の情報を提供していただきたいなと思います。

○田口国民生活センター理事 従来、C Iの会議には、国民生活センターも政府関係機関会員という立場で参加しておりましたが、C Iは、基本的に消費者団体の集まりということでございますので、国民生活センターがC Iにどう関与するのかという点がひとつあるかと思いますが。国際会議への対応に人員や予算がなかなか割けないという中で、C Iへの出席はとりやめざるを得なかったと聞いております。

それから、I C P E Nは、消費者保護に係わる法執行機関の国際的な集まりでございますが、基本的に法執行に生かすための情報の集約とクロスボーダーの紛争への国際的な対応といったような観点から、国民生活センターにおいても関与していく必要があるということで、年に2回程度開かれておりますが、その会議には担当者が出席をしているという状況でございます。何分にも国際会議の対応に従事しております職員、専任はおりませんで、1人の職員が他のいろいろな業務と合わせて実施している状況であり、I C P E Nに加えてC Iに再びというのは、人員、予算等の観点から極めて厳しい状況でございます。

○佐野委員 I C P E Nには国民生活センターではないほかの行政の方も行っていらっしゃる。そちらから情報を提供していただいて、国民生活センターはC Iに行くようにはできないものなのではないでしょうか。みんなで同じところに行くのではなくて、違うところに参加して、お互いに情報を流すというやりの方が合理的ではないかと思います。

○松本部会長 これは論点として残しておくことにしまして、ほかに、全体を通じましてでもいいですし、今のところでもいいですから、何か言い残したこととかありますか。まだ次回、もう一度やりますから、これで終わりではございませんが。はい、どうぞ。

○齋藤（憲）委員 部会長メモなので、質問をします。3ページの法執行等との関係で、立入調査権の法執行機能について最初に申し上げました。部会長の思いとしては、今、既存の行政官庁が立入権限を持っている部分をどこか別部門に移すというのか、それとも空白領域があるのではないかという思いなのか。どちらなのでしょう。

○松本部会長 いろいろ考えられると思いますが、例えば、自由民主党の消費者問題調査会が出している中間取りまとめでは、ちょうどエアポケットになっている問題については、新しくできる官庁に規制権限を与えるべきだということも書かれていますから、そういうことになってくると、当然調査等が必要になってくるということで、その執行面における実際の機能を担うというような役割を与えるということも考えられないではない。あるいは、そういうのは直接担当する官庁がやればいいのだということになるかもしれない。

他方、法執行ではないけれども、例えば、政策提案をするというような場合に、事実に基づいて行わなければならないということになると、苦情等を基にして調査、立入りができるという権限が与えられれば、規制に直接つながらないけれども、政策提案に対する重みは出てくるだろうということがあると思いますから、そういう幾つかの意味を込めて、立入調査的なものというのを入れているわけです。

○齋藤（憲）委員 今、具体的にこういう場面があるではないかということではなくて、今後、空白領域があった場合に、というイメージですか。

○松本部会長 非常に一般論的でありまして、空白領域についてどうするかというのは、当部会ではなくて、もっとほかの機関で考えるべきことなので、むしろ政策提言につなげるとか、あるいは情報提供につなげるという観点からの調査権限という方が、より議論の流れとしてはすっきりするかなというふうに現在思っております。

はい、どうぞ。

○吉岡委員 一言ですが、大体、悪徳商法などをやっている業者というのほうをつくんですね。ですから、報告を求めたり、情報提供を求めたりするだけでは、ほとんどいいようにいなされてしまう。そのときに立入調査権があるかないかによって、なめられ方が違うというところがあるのだらうと思うので、正確な情報収集をして調査をしていく前提として、こういう立入調査権というのがあるよということであれば機能しないという意味で、是非必要なことだらうと考えております。

○松本部会長 ほかに特にございませんようでしたら、本日は予定の時間を若干超過しておりますし、もともと長時間ということで大変お疲れだと思いますから、この辺で終えていただきまして、今までの議論につきましては事務局の方で整理をしていただき、次回また全体についても一度議論をしたいと思っております。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○山崎課長補佐 次回の部会につきましては、また日程等を改めて事務局からお伝えいたします。

○松本部会長 それでは、2時間40分近く御議論いただきまして、誠にありがとうございました。